

年 組 番	氏名	男・女	保護者署名
連絡先		— —	※日中連絡がとれる番号をご記入願います。

※お子さんのアレルギー疾患について、該当するものに○または記入をしてください。

1	アレルギー疾患は現在または過去にありましたか。	はい	いいえ
---	-------------------------	----	-----

2に回答

ここで終わりです

2	アレルギー疾患のため学校管理下で対応が必要ですか。	はい	いいえ
---	---------------------------	----	-----

3に回答

4に回答

3	対応が必要なアレルギー疾患についてご回答ください。		
---	---------------------------	--	--

※2で「はい」の方が回答	アレルギー疾患の内容は次のどちらですか。	食物	食物以外 (ぜん息・ハチ毒等)	
	具体的なアレルギー原因物質(食材)や症状をご記入ください。 ※以下の場合、学校管理下で対応をすることはできません。 ①学校生活管理指導表(※別紙参照)を提出いただけない場合。 ②医師の診断と指示に基づいた食事管理を、家庭で行っていない場合。(食物アレルギー)	アレルギー原因物質(食材)や症状を記入		
	過去にアナフィラキシーショック(※)を発症したことがありますか。 ※アナフィラキシーショックとは、アレルギー症状が体の複数の臓器や全身に現れ、呼吸困難や意識障害を起こす急性のアレルギー反応です。	はい	いいえ	
	緊急時のためのエピペンや内服薬を常備していますか。	エピペン	内服薬	無し
	<食物アレルギー疾患の方のみ> 医師の診断と指示に基づき、家庭で食事管理を行っていますか。	はい	いいえ	

4	対応が必要ではない理由、アレルギー疾患の内容をご回答ください。		
---	---------------------------------	--	--

※2で「いいえ」の方が回答	現在は治癒しているためですか。	はい	いいえ	
	「いいえ」の場合、具体的な理由をご記入ください。			
	対応が必要ではないアレルギー疾患(治癒しているものも含む)の内容は次のどちらですか。	食物	食物以外	
具体的なアレルギー原因物質(食材)や症状をご記入ください。(治癒しているものも含む)				

# アレルギー疾患問診票について

様式 1

保護者様

練馬区教育委員会  
練馬区立 北町中学校  
校長 赤木 宏行

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化に伴い、アレルギー疾患がある児童・生徒が増加しております。生命に関わる重度の症状を誘発する例も増えつつあり、練馬区教育委員会としても、裏面のとおりアレルギー対応の基本的な考え方を定めております。

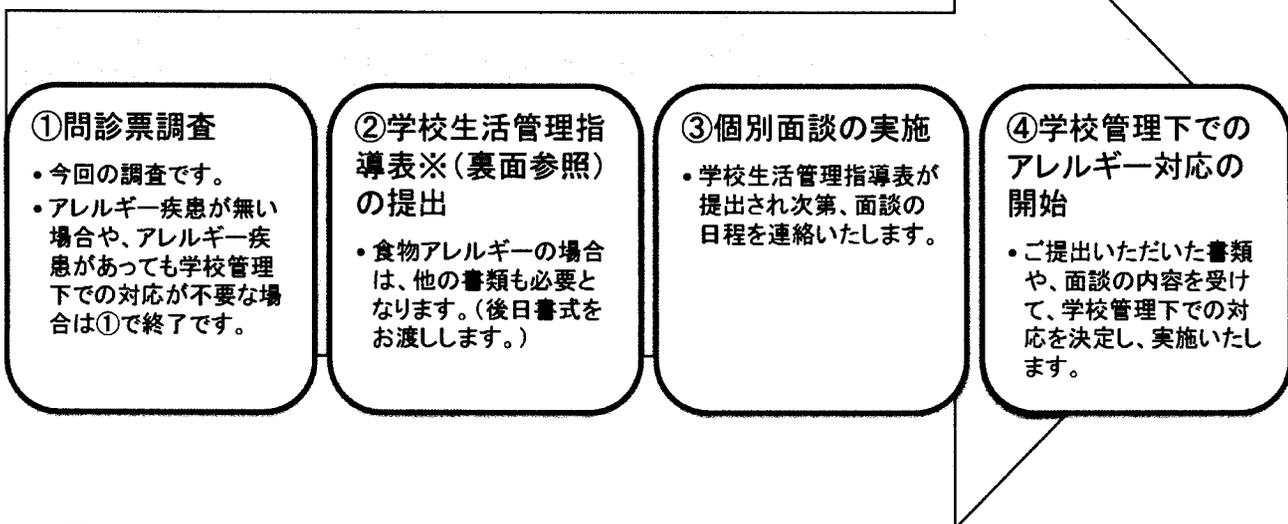
これに基づき、学校ではアレルギー疾患について更に認識を深め、児童・生徒が学校管理下で安全で安心な学校生活を送れるよう、アレルギー疾患問診調査を実施いたします。

別紙問診票にご回答いただき、学校へご提出ください。

アレルギー疾患があるお子様で、学校管理下で対応が必要な場合は、後日「学校生活管理指導表※」（裏面参照）をご提出いただきます。その後は下記の流れに沿って対応してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

提出期限：平成 27 年 2 月 13 日までに学校へ提出してください。

## 学校管理下でのアレルギー対応の流れ



食物アレルギーの対応にあたっては、アレルギーの重症度、除去品目、学校の設備等の状況によって希望通りの対応ができないこともあります。

### 1 アレルギー疾患問診票

アレルギー対応にあたっては、アレルギー疾患がある児童・生徒の情報を漏らさないために、毎年「アレルギー疾患問診票」を全保護者に配付し、アレルギー疾患の状況を把握します。

### 2 学校生活管理指導表（下記※参照）

学校管理下で責任を持った対応をするため、保護者や児童・生徒の判断や希望に基づくアレルギー疾患の申出ではなく、必ず医師からアレルギーであることの確定診断を受け、アレルギー原因物質を特定してもらう必要があります。

そのため、学校におけるアレルギー疾患の対応は、原則として医師の診断と指示による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(※印参照。以下、「学校生活管理指導表」という。)の提出をもって行います。

### 3 食物アレルギーの対応

食物アレルギーの対応は、調理室の現状や児童・生徒の実態(重症度や原因食材の数、対応人数等)に応じて安全に提供ができる範囲内で行います。ただし、作業工程や施設の対応能力を超える場合、また除去が困難な場合などは弁当持参によることとします。

#### ※ 学校生活管理指導表とは

医師の診断書に代わるものであり、今回の問診調査において、学校管理下で対応が必要と回答された場合に、後日書式をお渡しします。

学校生活管理指導表は、アレルギー疾患について、児童・生徒、保護者、教職員が共通の正しい認識に立って取り組んでいくために必要ですので、主治医に記載をしてもらってください。提出がされない場合、学校管理下において対応を行うことができません。

また、毎年度配慮が必要な児童・生徒には学校生活管理指導表も毎年度提出していただくよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人日本学校保健会作成、文部科学省監修）」において定められています。

なお、医療機関において、文書料（診断書料）が保護者負担となりますので、あらかじめご了承ください。